

「生成中の権利」としての平和への権利宣言

著者	飯島 滋明
雑誌名	名古屋学院大学論集 社会科学篇
巻	54
号	2
ページ	15-24
発行年	2017-10-31
URL	http://doi.org/10.15012/00000947

〔論文〕

「生成中の権利」としての平和への権利宣言

飯 島 滋 明

名古屋学院大学経済学部

要 旨

2016年12月19日、国連総会で「平和への権利宣言」が採択された。1978年に国連総会で採択された「平和に生きる社会の準備に関する宣言」、1984年に国連総会で採択された「人民の平和への権利宣言」、1985年の「人民の平和への権利宣言」、1986年の「人民の平和への権利宣言」、1988年に採択された「人民の平和への権利宣言」など、国際社会では「平和」を権利とする流れが存在する。2016年の「平和への権利宣言」も平和を希求する国際社会の流れの延長線上にある。

ただ、2016年の「平和への権利宣言」は、「平和への権利」を承認することに反対する国々（アメリカ、EU、日本など）の存在もあって、「平和への権利」を推進してきた国々やNGOにとって必ずしも満足のいく内容ではない。また、国連決議であるために「法的拘束力」があるわけではないと一般的に看做されている。今後は法的拘束力がある「条約化」を目指す動きが存在するが、その際には、国連憲章や世界人権宣言、1997年の「対人地雷禁止条約」や2008年の「クラスター爆弾禁止条約」、2017年の「核兵器禁止条約」でNGOが活躍したように、NGOがきわめて大きい影響力を持つことを認識する必要がある。

キーワード：平和への権利宣言、NGO、市民社会、法的拘束力、条約

Declaration on the right to peace as a “developing right”

Shigeaki IJIMA

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

1. はじめに

2016年12月19日、国連総会で「平和への権利宣言」が採択された。この「平和への権利宣言」も、さまざまな国家や「市民社会」間の相互作用の中で形成された「成果」である。さらに言えば、「平和への権利宣言」は決して「完成品」ではなく、いまも「生成中の権利」である。というのも、「平和への権利」を国際社会の場で実現しようとする立場の人々は、この宣言に決して満足していないからである。

「平和への権利」を国際法上の権利として認めようとする立場の国々やNGOは、「平和」が国際法上の権利であることを認め、そのことを前提に、「平和への権利宣言」での「平和」概念についての議論を重ねてきた。

一方、「平和への権利」を国際法上の権利として認めることに反対する国家も存在する。「平和への権利宣言」の成立に反対する国々も、「平和」そのものの重要性を否定しない。ただ、「平和」が国際法上の「権利」とすることには国連人権理事会の場でも強烈に反対してきた。武者小路公秀先生は「平和への権利」の性格に関して、「平和な状態をより強力な外部勢力によって犯されない権利であるということが出来る。つまり、米欧植民地旧支配国であれ、これと対決する非西欧地域の国連中心・人権軽視の国家権力であれ、国際的な覇権勢力であれ、強い立場の軍事的・政治経済的な主体による外部からの圧力に対して抵抗する権利、内発的な環境保全と発展を妨げられない権利を主張する「人権」である。要するに、一切の外発的な圧力による「平和的な生活の権利」の侵害に対するポスト・ウェストファリア型、反植民地型の「人権」概念なのである。「平和への権利」を理解するためには、このことを確認する必要がある¹⁾と指摘する。「平和への権利」が武力行使の足かせになることに加え、小林武教授が指摘するように「沖縄の米軍基地をなくそうとする運動にとっても、新しい地平を開く契機となることは確かである²⁾など、反戦運動や反基地運動などには有効な理論的足場を提供する可能性があるため、アメリカ、EU諸国などは「平和への権利」に対して強烈に反対してきた。アメリカに徹底的に忖度することが特徴の日本政府も「平和への権利」に反対してきた。たとえば2016年11月、国連総会第3委員会で日本代表は「日本は、平和を人権原則として承認することは早すぎる (premature) と考えている。というのも、国際法ではそうした原則が確立されてこなかったからだ」と発言したという³⁾。

要約すれば、「平和への権利宣言」をめぐる国際社会のせめぎ合いは、①「平和」が国際法的な権利かどうか、②どのような権利が「平和への権利」の内実をなすべきかという、2つの争点が並行していた。そして2013年から2016年12月に国連総会で「平和への権利宣言」が採択され

-
- 1) 武者小路公秀 「平和への権利」が提起する新しい人権観」ヒューマンライツ大阪のHP <http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2011/09/post-148.html> (2017年6月12日段階)
 - 2) 小林武 「沖縄の平和的生存権」『法学セミナー 2017年8月号』12頁。
 - 3) Christian Guillermet Fernández, David Fernández Puyana, The General Assembly adopts the Declaration on the Rights to Peace: An Opportunity to strengthen the linkage between Peace, Human Rights and Development in the New Millennium, in: *Eruditio*, Volume 2, Issue 3, March 2017. pp. 43-44.

るまでは①、つまり、「平和」を国際法上の権利として認めるかどうかのせめぎ合いが中心的な争点だったというのが、2013年から2015年に実際に国連人権理事会での審議を直接見ていた私の実感である。そこで本稿では、まず①の問題について紹介する。その上で②、「平和への権利」の内容についての国際社会の動きと内容を紹介する。「平和への権利宣言」に賛成したNGOも、2016年12月19日に国連総会で採択された「平和への権利宣言」に満足しているわけではない。今度は法的拘束力を有する「条約化」、「平和への権利宣言」の内容をより充実させた条約の締結を目指すことが想定される。その際、過去にどのような権利が「平和への権利」の内容とされてきたのか、とりわけNGOがなにを主張してきたのかを踏まえることは、今後の議論の展開やその法的内容を正確に把握し、あるべき「平和への権利宣言」を提示するためにも必須である。そこで極めて大雑把にはあるが、「平和への権利」の内容としてどのようなものが主張されてきたのか等についても紹介する。

2. 「平和への権利」の淵源

Andrea Cofeliceは「平和への権利」の淵源として「ケロッグ＝ブリアン協定」（いわゆるパリ不戦条約）を挙げる⁴⁾。カルロス・ビヤン・デュランは「平和への人権は国連憲章や世界人権宣言に見いだされることは疑いが無い⁵⁾と指摘する。Andrea Cofeliceも、国連憲章55条は人権と平和の密接な関連を強調しており、この密接な関連は「人類社会の全ての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、平等及び平和の基礎である」と規定する世界人権宣言の前文で繰り返されていると述べている⁶⁾。「平和への権利」は世界人権宣言28条の規定に暗黙の裡に存在するとの法的な研究もある⁷⁾。世界人権宣言28条では「全ての者は、この宣言に規定する権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序についての権利を有する」と明記されている。Papiscaによれば、28条の意味はall human beings have the Right to peaceであり、世界人権宣言28条の「社会的」(social)はdomestic、「国際的」(international)はamong States and peoplesという領域を意味するとされる⁸⁾。

また、「戦争のためのいかなる宣伝も、法律でこれを禁ずる」と規定する、市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）20条1項も「平和への権利」の淵源として指摘されている⁹⁾。

さらに「平和への権利宣言」の淵源としては、「平和に生きる社会の準備に関する宣言」（1978

4) Andrea Cofelice, Right to Peace: A Long Standard Setting Process, in: *Pace Diritti Umani 2013.2-3*, P. 84.

5) Carlos Villán Durán and Carmelo Faleh Pérez (Directors), *The International Observatory of the Human Right to Peace.*, The Spanish Society for International Human Rights Law, 2013, p. 307.

6) Andrea Cofelice, op.cit., P. 85.

7) Christian Guillermet Fernández, David Fernández Puyana, op.cit., 2017, P. 42.

8) Andrea Cofelice, op.cit., P. 88.

9) Antonio Papisca The Human Right to Peace is Putting the Sincerity of the Peace-loving States to peace, in: *Pace Diritti Umani 2013.2-3*, P. 139

年12月国連総会採択)に触れる必要がある。この宣言の第1部1項では、「各国民と各人は、人種、思想、言語、性による別なく、平和に生きる固有の権利 (inherent right to live in peace) を有する。他の人権同様、この権利を尊重することは、全人類の共通の利益である」と明記されている。第1部2項では「侵略戦争、その計画、準備、開始は、平和に対する罪であり、国際法により禁止される」、3項では「国連憲章の諸目的と諸原則に従って、各国は侵略戦争のための宣伝を慎む義務を負う」とされる。そして1984年11月に国連総会で採択された「平和への人民の権利宣言」。この宣言については、「平和への権利は新しい考え方ではない。実際、1984年11月に、国連総会は「平和への人民の権利宣言」を採択した¹⁰⁾と指摘されている。この宣言の本文1項では「地球上の人民は、平和への神聖な権利を有することを厳粛に宣言する」(Solemnly proclaims that the peoples of our planet have a sacred right to peace)と明記されている。2項では「人民の平和への権利の保護とその実施の促進は、各国の基本的な義務であることを厳粛に宣言する」、3項では「平和への人民の権利の行使を確実にするためには、各国の政策が戦争、とりわけ核戦争の脅威の除去、国際関係に於ける武力行使の放棄、ならびに国連憲章に基づく平和的手段による国際紛争の解決にむけられることが求められる」と明記されている。1984年の宣言の「重要性和妥当性は1985年、1986年、1988年、1990年、そして2002年と、国連総会で繰り返し再確認されている。平和を人民だけではなく、個人の権利として扱う唯一の国連総会の文書である¹¹⁾と指摘されている。1985年の「人民の平和への権利宣言」の前文では、「平和は、あらゆる人間の譲ることのできない権利である」(Peace is an inalienable right of every human beings)¹²⁾とされている。1986年10月24日に採択された「平和への人民の権利宣言」本文2項では、国内および国際レベルで適切な手段の採用を通じて人民の平和への権利の実施に最大限貢献することが各国や国際機関に求められている¹³⁾。1988年11月11日に採択された「平和への人民の権利宣言」では、「平和への人民の権利の実施は、各国の重要な責任であることを再確認し」と明記されている¹⁴⁾。

さらに「平和への権利」への貢献という点では、UNESCOの活動は無視できない。「この長年にわたる人類の強い願望は、1997年にユネスコで実施された最初の貴重な試みの後、国連総会の枠組みの中でようやく実現された¹⁵⁾とギジェルメとプヤナは述べている。1990年代、フェデリコ・マヨール事務局長によるとりくみ、1997年「平和への人権に関する宣言」の準備、1999年の「平和の文化に関する宣言と行動計画」など、UNESCOも「平和への権利」の実現にむけた活動を展開してきた。2000年を「国際平和の文化年」と定め、その後10年間で「平和の文化

10) Douglas Roche, the Rights to Peace Takes Shape, in: *Pace Diritti Umani* 2013.2-3, P. 41.

11) Andrea Cofelice, op.cit., P. 90.

12) General Assembly Resolution A/RES/40/11, Right of People to Peace, 1985.

13) General Assembly Resolution A/RES/41/10, Right of People to Peace, 1986.

14) General Assembly Resolution A/RES/43/22, Right of People to Peace, 1988.

15) Christian Guillermet Fernández, David Fernández Puyana, op.cit., 2017, P. 54.

のための国際行動年」として、各国での平和へのとりくみも後押ししてきた¹⁶⁾。

3. 「平和への権利」をめぐる今後の動向

2016年12月に採択された「平和への権利宣言」について積極的な評価も存在する。「この宣言は、市民社会や大学が演じた重要な役割の明確な結果である」¹⁷⁾という評価、「パパジョヴァンニ23」は2017年3月に発表した声明で、「この宣言により、平和は普遍的かつ譲渡できない人権となった」と好意的な評価を下している。一方、平和への権利の運動を主導してきた「スペイン国際人権法協会」などは、「この宣言は平和への人権もその本質的要素も認めていない」と否定的な評価を下している。もっとも、この宣言を肯定的に評価している「パパジョヴァンニ23」じたいも、「it is not the end. We cannot stop here」と主張する。2013年から16年にかけては「平和への権利」が国際法上の権利かどうかをめぐるせめぎあいを中心となったために十分な対応ができなかった。ただ、今後は法的拘束力のない「宣言」ではなく法的拘束力を持つ「条約化」が目指されると同時に、「平和への権利」の内容についてより豊富な内容を求めてNGOが行動することが想定される。

2003年、国際世論の反対を押し切り、アメリカやイギリスはイラク戦争に踏み切った。イラク戦争を避けなかったことに対して、スペインのNGOである「スペイン国際人権法協会」のカルロス・ビヤン・デュラン会長たちが「平和への権利が国際人権として確立されていれば、イラク戦争は防げたのではないかと考え、2006年から「平和への権利」を国際法にする運動「平和への権利国際キャンペーン」を開始した¹⁸⁾。その後もさまざまな会議を経て、その集大成として2010年12月、「平和への人権に関するサンチアゴ宣言」が採択された。「サンチアゴ宣言」は以下のような構成となっている¹⁹⁾。

【サンチアゴ宣言】の構成

「前文」

「権利保持者及び義務保有者」(1条)

「平和及び全ての人権のための教育への権利」(2条)

「人間の安全保障及び安全かつ健康な環境の下で生活する権利」(3条)

「発展及び持続可能な環境への権利」(4条)

「市民的不服従及び良心的兵役拒否の権利」(5条)

16) 堀尾輝久「平和への権利では平和教育についてどのように考えていますか？」平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編『いまこそ知りたい 平和への権利48のQ&A』(合同出版,2014年)44頁。

17) Christian Guillermet Fernández, David Fernández Puyana, *ibid.*, P. 54.

18) 笹本潤「Q9 イラク戦争が平和への権利を国際法にする運動のきっかけになったと聞きましたか？」平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編前掲注17) 文献44頁。

19) 日本語訳に関しては笹本潤, 前田朗編『平和への権利を世界に』(かもがわ出版, 2011年)130-149頁。

- 「圧制に対する抵抗及び反対する権利」(6条)
- 「軍縮の権利」(7条)
- 「思想, 意見, 表現, 良心及び宗教の自由」(8条)
- 「難民の地位への権利」(9条)
- 「亡命と移住, 参加の権利」(10条)
- 「人権を侵害されたあらゆる被害者の権利」(11条)
- 「脆弱な状況に置かれた集団」(12条)
- 「平和への人権の実現への義務」(13条)
- 「平和への人権に関する作業部会の設立」(14条)
- 「作業部会の機能」(15条)
- 「最終条項」

そして2011年、「平和への人権に関するサンチアゴ宣言」が「国連人権理事会」と「人権理事会諮問委員会」に提出された²⁰⁾。それを受け、諮問委員会では「サンチアゴ宣言」を土台とした「平和への権利国連宣言」の草案作成作業が始まった。そして国連人権理事会第20会期(2012年6月18～7月6日)に、「平和への権利宣言草案」が提出された。「平和への権利宣言草案」の構成は以下のようにになっている²¹⁾。

【平和への権利宣言草案】の構成

- 「前文」
- 「平和に対する人権—諸原則」(1条)
- 「人間の安全保障」(2条)
- 「軍縮」(3条)
- 「平和教育及び訓練」(4条)
- 「良心的拒否」(5条)
- 「民間軍事・警備会社」(6条)
- 「圧制に対する抵抗及び反対」(7条)
- 「平和維持」(8条)
- 「発展」(9条)
- 「思想, 良心, 表現, 宗教の自由」(10条)
- 「環境」(11条)
- 「被害者及び脆弱なグループの権利」(12条)

20) 笹本潤「Q10 キャンペーンには世界のNGOや専門家の活躍があったと聞きましたか？」平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編 前掲注18) 文献26頁。

21) 諮問委員会草案の条文については平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編 前掲注17) 文献113-117頁。

「難民及び移住者」(13条)

「義務及びその履行」(14条)

「最終条項」(15条)

「平和への権利宣言草案」でも、「サンチアゴ宣言」で設けられていた重要な事項がいくつか削除されたが、それでも「市民社会」の議論を踏まえて多くの権利が明記されていた。「サンチアゴ宣言」や「平和への権利宣言草案」では、「直接的暴力」「構造的暴力」、そして「文化的暴力」を否定するためのさまざまな規定が設けられていた。

ところが2016年12月19日に国連総会で採択された「平和への権利宣言」は、「前文」と5条からなる宣言に過ぎない²²⁾。2013年から2016年の国連人権理事会での議論の中心は、「平和への権利」が国際法上の権利か否かが中心となっていた。その点からすれば、「平和への権利を享受する」と明記されている平和への権利宣言を勝ち取ったことは成果とは言える。ただ、アメリカ、EU、オーストラリア、カナダなどの強力な国家としのぎを削らざるを得ない状況に置かれたこともあり、「サンチアゴ宣言」は言うに及ばず、「平和への権利宣言草案」で明記された多くの重要な権利がそぎ落とされ、「原型」をほとんどとどめていない。「平和への権利」の重要性は、「平和」を個人や人民の「権利」とすることで、国家や国際機関に対して平和への権利を保障する法的義務を負わせることにある。「平和への権利」の内実をなす個々の権利が具体的かつ詳細に規定され、そうした権利の保障を国家などの義務とした「サンチアゴ宣言」や「平和への権利宣言草案」とは異なり、2016年に国連総会で採択された「平和への権利宣言」の内容は極めて曖昧であり、なにを国家の義務としているのか、「サンチアゴ宣言」や「平和への権利宣言草案」と比べて必ずしも明確ではない。ここに「平和への権利宣言」の大きな課題がある。

4. 「平和への権利」の今後

(1) 「市民社会」の重要性

「第二次世界大戦のあとに現れた国際文書をもて何よりも顕著なことは、人権とか基本的人権の尊重を謳った文言にしばしば出くわすことである」²³⁾と田畑茂二郎先生は指摘する。

「現代の人権運動が生じたのは、5000万人の死者、それ以上の負傷者が生じた第二次世界大戦のトラウマの結果であった。人権はドイツ、イタリア、日本の戦時中の残虐行為に対して闘争する連合国のスローガン」²⁴⁾となった。第二次世界大戦中、多くの人権侵害行為が存在した。「日本

22) 条文に関しては、「平和への権利国際キャンペーン」のHPを参照。

<http://www.right-to-peace.com/about>

23) 田畑茂二郎『世界人権宣言』(弘文堂、1951年)3頁。

24) David Weissbrodt and Connie de la Vega, *International Human Rights Law an Introduction.*, University of Pennsylvania Press, 2007., P. 21.

軍による中国占領は、ドイツによる東欧の征服・支配と同様に悪質 (vicious) であった²⁵⁾。1937年の「南京凌虐」(Rape of Nanking)で、日本軍は多くの市民を殺害し、「数え切れないほどの女性」(countless women)を強姦した。さらには「中国、朝鮮、フィリピンなどの女性を強制的に売春させるための施設を設立した」²⁶⁾。こうした残虐行為に対して、「世界の指導者たちは平和の防御と人権の保護のために公然と意見を表明した。ところが「戦争の終結も近づき、国連の設立が具体化し、その基本文章の作成もはじめられた段階になって、……人権と基本的自由の尊重について、国際的な約束をし、義務を負うことについて、多くの国が再び抵抗を示しはじめた」²⁷⁾。「ダンバートン・オークス提案」では「人権についての規定は極めて貧弱」²⁸⁾だった。ところが「ダンバートン・オークス提案における貧弱な人権関連規定に強く失望した民間団体が引き続き力強い運動を展開した」²⁹⁾ため、「国連の基本目的の一つとして、人権という言葉を前文も含めて7回も繰り返し、そのための加盟国の協力」³⁰⁾を定めた「国連憲章」となった。

「世界人権宣言」についてもNGOの果たした役割は大きく、「現在のNGO活動の先駆と見られる、知識人を中心にした、平和・人権思想は強力だった」³¹⁾。「〈人権宣言〉の起草を指導したのは、フランスのカトリック法学者であり、ノーベル平和賞を受賞しているルネ・カッサンである」³²⁾とのように、ルネ・カッサンの影響力を抜きに「世界人権宣言」を語ることはできない。「NGOが政府を動かし、国際人道法で非人道兵器を禁止した代表的事例として、1997年の対人地雷禁止条約と2008年のクラスター爆弾禁止条約がある」³³⁾が、これらの条約もNGOが条約制定の原動力となっている。「平和への権利宣言」の国連総会採択に関しても、NGO役割の大きさはいくらか強調されてもされすぎということはない。2006年から「スペイン国際人権法協会」がはじめた運動が「平和への権利宣言」となって結実した。平和への権利宣言採択に至るまでもいろいろな紆余曲折を経たが、笹本潤弁護士や世界のNGOの精力的かつ不屈の活動がなければ、2016年12月19日に「平和への権利宣言」が国連総会で採択されなかったであろう³⁴⁾。前文と5条からなる「平和への権利宣言」を各段に内容豊かな「条約」にすべく、すでに「市民社会」は動き出している。国際法の形成と内容は、市民社会の活動に負うところが極めて大きい。この原稿を書い

25) *Ibid.*, P. 21.

26) *Ibid.*, P. 22.

27) 斎藤恵彦『世界人権宣言と現代』(有信堂高文社、1984年) 68頁。

28) 斎藤恵彦前掲注28) 文献68頁。

29) 斎藤恵彦前掲注28) 文献69頁。

30) 斎藤恵彦前掲注28) 文献68頁。

31) 荻原重夫『〈世界人権宣言〉のめざすもの』(明石書店、1998年) 17頁。

32) 荻原重夫前掲注32) 文献15頁。

33) 川崎哲『核兵器を禁止する』(岩波ブックレット、2016年) 21頁。

34) とくに「平和への権利宣言」がアメリカなどの強硬な反対により危機的状況にあった、2017年7月の作業部会第2会期と、笹本潤弁護士などのNGOの応酬については、飯島滋明「「平和への権利宣言」(Declaration on the Right to Peace) 国連総会採択について」日本国際法学家協『INTERJURISUT No. 191』(2017年) 参照。



2014年、ジュネーブの人権理事会でのNGOによる「平和への権利」サイドイベント後の記念撮影。一番左が笹本潤弁護士，その隣がスペイン国際人権法協会のカルロス・ビヤン・デュラン。真中に筆者。

ている2017年8月上旬段階、2018年3月にジュネーブでのNGOのサイドイベントにむけた話し合いが動き出している。こうしたNGOの会合が、今後の「平和への権利」のさらなる発展に結実する可能性がある。

(2) 国際社会の平和構築にも資する「安保法制違憲訴訟」

「平和への権利宣言」をめぐる国際社会の動きに関連しては、「安保法制違憲訴訟」³⁵⁾の役割も重要である。

繰り返しになるが、多彩な権利が盛り込まれていた、2012年の「平和への権利国連宣言草案」に対し、2016年12月19日に国連総会で採択された「平和への権利宣言」では多彩な権利がそぎ落とされ、前文と5条からなる宣言となった。今後、市民社会は、「平和への権利」を、より多彩な権利が盛り込まれた「条約」化を目指して動き出している。「平和への権利」の条約化にむけた国際社会の動きの中で、安保法制が日本の裁判所で「憲法違反」との判決が下されれば、そうした判決が国連や国際社会の場で紹介され、「平和へ権利」の条約化にむけた後押しになる。実際、「スペイン国際人権法協会」(SSIHRL)刊行の*The International Observatory of the Human Right to Peace*の356頁や510頁などでは、長沼訴訟第1審判決、自衛隊イラク派兵違憲訴訟名古屋

35) HPに関しては、<http://anpoiken.jp/>参照。

屋高裁判決や岡山地裁判決が紹介されている。安保法制は憲法違反との判決が出れば、日本のNGOも国連の場でそうした判決を紹介できる。Anthony Austが指摘するように、国内裁判所の判決も「国際法の補助的法源（subsidiary source of international law）となり、実際に判決は国際法の発展に重要な影響を持つことになる」³⁶⁾。また、「安保法制が憲法違反」との判決が出されれば、新倉修青山学院大学名誉教授が指摘するように、「国家実行」として「一般的な国際慣習法の存在を推定する根拠として考慮されることがあります」³⁷⁾。前田朗東京造形大学教授も国連人権理事会で長沼訴訟第一審判決、イラク自衛隊派兵違憲訴訟名古屋高裁判決、岡山地裁判決を紹介したところ、議長が「国家実行」の実例と述べたという³⁸⁾。「安保法制違憲訴訟」は、日本における「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」を根底から侵害する「安保法制」を裁判所に憲法違反と判示させることにより、「基本的人権の尊重」「平和主義」「立憲主義」「民主主義」という価値を守るだけにとどまらない。「平和への権利」を国際社会で実現すること、国際社会での平和構築に貢献することにもなる。

参考文献

- 平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編『いまこそ知りたい 平和への権利48のQ & A』（合同出版、2014年）
- 飯島滋明 「「平和への権利宣言」（Declaration on the Right to Peace）国連総会採択について」日本国際法律家協会『INTERJURISUT No. 191』（2017年）
- 飯島滋明 「「平和への権利」国連総会宣言と「市民」」『月刊社会民主2017年5月号』

36) Anthony Aust, *Handbook of International LAW*, Cambridge, 2014., P. 9.

37) 新倉修「Q33 平和への権利が国連総会で採択されると、すぐに法的な拘束力が発生しますか？」平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編前掲注17) 文献77頁。

38) 前田朗教授の発言は、安保法制違憲訴訟の会『私たちは戦争を許さない～安保法制の憲法違反を訴える』（岩波書店、2017年）172頁参照。